

## 生徒会会則及び諸規程

### 前文

私達川内高等学校生徒会会員は、一般的福祉を増進し、自己の良心と自覚と自由意志に基づき積極的に行動し、以て各自の教養と人格とを高め、民主的学園の建設を図り、健全なる学風を樹立することを誓う。

### 第1章 総則

第1条 本会は鹿児島県立川内高等学校生徒会と称し、本校生徒を以て組織する。

第2条 本会は会員相互の理解と協力に基づき、本校の発展をはかると共に会員の学校生活を向上させ理想的学園を建設し、併せて将来よりよき社会人たる教養を身につけることを目的とする。

第3条 本会の運営は本会則及び特に定める諸規程による。

第4条 本会は校長の承認のもとに顧問教師若干名をおき、各顧問は本会の活動に助言を与えることができる。

第5条 本会における全ての決定事項は校長の承認のもとに実施される。

### 第2章 機関

第6条 本会に次の機関を設ける。

1. 生徒総会
2. 執行委員会
3. 常任委員会
4. 会計監査委員会
5. 連絡協議会
6. 部長会
7. 部会
8. ホームルーム会

#### 第1節 生徒総会

第7条 生徒総会は本会の最高決議機関であって、全会員によって組織される。

第8条 生徒総会は定期総会として年1回開くことを原則とし、その他会員の4分の1以上の要請により常任委員会が必要と認めた場合、及び常任委員会が必要と認めた場合生徒会長はこれを召集する。

第9条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席を以て成立する。但し3学期以降は1・2年の3分の2以上の出席を以て成立する。

第10条 生徒総会の召集は3日前迄に議題を明記して掲示せねばならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第11条 生徒総会に付議すべき事項は次のとおりである。

1. 会則及び会則改正に伴う規程の制定及び改廃
2. 部新設及び改廃
3. 予算及び決算の承認
4. 会務の報告
5. 常任委員会が必要と認めた事項
6. 生徒会行事の承認

第12条 生徒総会における議事は出席者の多数決でこれを決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

第13条 議長は常任委員会の議長が兼任する。但し、常任委員会の議長が不在の場合は常任委員会の副議長がこれに代るが、生徒会長が指名することもできる。副議長は議長の指名を原則とするが、生徒会長が指名することもできる。

第14条 議長がその任務に適格でない場合、不信任案を提出することができる。また不信任案成立の場合の議長の選出は生徒会長が指名する。副議長の場合は第13条に準ずる。

#### 第2節 執行委員会

第15条 執行委員会は本会の会員の意思を尊重し、事業の執行及び企画立案にあたりその中心となる機関である。

第16条 執行委員会は次の権限を有する。

1. 本会の全機関の決議の執行
2. 常任委員会・各委員会・部長会に提出する議案の作成
3. 本会の全機関との連絡
4. その他緊急必要事項の処理

第17条 執行委員会に本会の目的を達成するため次の委員を置く。

1. 総務・記録
2. 広報
3. 会計・ベルマーク
4. 美化
5. 保健
6. 風紀
7. 体育
8. 交通安全
9. 図書

### 第3節 常任委員会

第18条 常任委員会は執行委員会が執行する事項の審議決定を行い、必要な場合総会を代行することができる。

第19条 常任委員会に付議すべき事項は次のとおりである。

1. 生徒総会に付議すべき議案の作成
2. 執行委員会に提出すべき事項

### 第4節 会計監査委員会

第20条 会計監査委員会は生徒会会計の不正と支出の浪費とを防ぐために、会計の監査及び監査結果の報告を行う機関である。

### 第5節 連絡協議会

第21条 この協議会は本会全機関の連絡機関である。

第22条 この会は連絡協議は行うことができるが、議事の議決を行うことはできない。

### 第6節 部長会

第23条 部長会は部活動を活発にし、生徒会行事の円滑化を図り、執行委員会との折衝、各部の連絡協議機関である。

第24条 部長会に付議すべき事項は次のとおりである。

1. 部活動の報告
2. 部の新設・改廃の検討
3. 執行委員会との折衝
4. 体育祭、文化祭行事に対する協力

### 第7節 部会

第25条 会員の個性を発展させるために次の部を設ける。

1. 文化部として……英会話・演劇・吹奏楽・その他
2. 体育部として……空手道・弓道・サッカー・その他

第26条 会員の入退部及びその時期は自由とする。

### 第8節 ホームルーム会

第27条 ホームルーム会は生徒会運営の基盤であってホームルーム全員を以て構成する。

## 第3章 会計

第28条 本会の会計は生徒会費及びその他の収入による。

第29条 本会の会計年度は本校の会計年度と一致させる。

第30条 その他、細部については別に規定を設けてこれを定める。

## 第4章 選出

第31条 ホームルーム役員及び執行委員その他の役員の選出については、別に規定を設けてこれを定める。

## 第5章 会則・規程の改正

第32条 会則及び会則改正に伴う規程の改正は執行委員会が必要と認めた場合、又は会員の4分の1以上の署名による要請があった場合、改正委員会で原案を作成し、それを総会で可決し、会員の無記名投票により3分の2以上の賛成を得た後、成立する。

第33条 規程のみの改正の場合は前項に準じて常任委員会で出席者の3分の2以上の賛成を得た後、成立する。

第34条 部の新設改廃は第11条に準ずる。

## 附則

第35条 本会則は令和4年7月1日より効力を発する。

## 後文

この会の会員はこの会則を擁護し、遵守する義務がある。

## 執行委員会規程

- 第 1 条 本規程は生徒会会則第 3 条に基づきこれを定める。
- 第 2 条 生徒会長の任務は本会で行う一切の会務及び事業の執行を管理する。
- 第 3 条 副会長はあらゆる場合に生徒会長を補佐する。
- 第 4 条 総務の任務は本会における庶務関係一切を行う。
- 第 5 条 記録の任務は本会における議事録を作成する。
- 第 6 条 広報委員長の任務は生徒会運営を円滑にするために本会行事の告示、その他宣伝等を行う。
- 第 7 条 会計・ベルマーク委員長は生徒会会計事務を行い、任務は会計・ベルマーク委員会規程の第 3 条による。
- 第 8 条 美化委員長の任務は美化委員会規程第 2 条による。
- 第 9 条 保健委員長の任務は保健委員会規程第 2 条による。
- 第 10 条 風紀委員長の任務は風紀委員会規程第 2 条による。
- 第 11 条 体育委員長の任務は体育委員会規程第 2 条による。
- 第 12 条 交通安全委員長の任務は交通安全委員会規程の第 2 条による。
- 第 13 条 図書委員長の任務は図書委員会規程の第 2 条による。
- 第 14 条 執行委員会は次の会の運営のため各 1 名を委員長として送る。
- 1, 常任委員会
  - 2, 会計・ベルマーク委員会
  - 3, 美化委員会
  - 4, 風紀委員会
  - 5, 保健委員会
  - 6, 体育委員会
  - 6, 交通安全委員会
  - 7, 新聞委員会
  - 8, 図書委員会
  - 9, 部長会
- 但し、常任委員会の会長は生徒会長、部長会の委員長は生徒会副会長、新聞委員会の委員長は広報委員が兼任する。
- 第 15 条 執行委員会は週 1 回開くことを原則とし、且つ生徒会長が必要と認めた場合、随時召集することができる。
- 第 16 条 執行委員は本会の各種会合に随時出席し、必要ある場合には発言権を有する。

## 常任委員会規程

- 第 1 条 本規程は生徒会会則第 3 条に基づきこれを定める。
- 第 2 条 本会は各学級委員長・副委員長によって構成される。但し、特別の場合は男子 2 名又は女子 2 名とする。
- 第 3 条 本会は月 1 回開くことを原則とし、その他必要に応じて委員長(生徒会長)がこれを召集する。
- 第 4 条 本会に委員長・議長・副議長・書記各 1 名を置く。
- 第 5 条 本会の成立は生徒会会則第 9 条に準ずる。
- 第 6 条 本会の議決は生徒会会則第 12 条に準ずる。

## 会計・ベルマーク委員会規程

- 第 1 条 本規程は生徒会会則第 3 条に基づきこれを定める。
- 第 2 条 本規程及び本会は教育設備助成会が続く限り存在する。
- 第 3 条 本会は会員の生徒会への参加協力の意識を高めそれによって生徒会の設備をよくすることを目的とする。
- 第 4 条 本会は各ホームルームより選出される 2 名の会計・ベルマーク委員によって構成される。
- 第 5 条 本会に委員長、議長、副議長、書記各 2 名を置く。
- 第 6 条 本会は委員長が必要と認めた場合、また各委員からの要請があった場合に委員長がこれを召集する。会の成立は第 7 条の場合には生徒会会則第 9 条に準ずる。
- 第 7 条 本会は企画立案し、且つ決定できる。

## 美化委員会と風紀委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本会は風紀の維持及び校内環境の整備に当る。

第3条 本会は各ホームルームより選出された男女各1名の美化委員と同じく男女各1名の風紀委員によって構成される。但し特別の場合は男子2名又は女子2名とする。

第4条 本会に委員長・議長・副議長・書記各1名を置く。

第5条 本会は月1回開くことを原則とし、その他必要に応じて委員長が召集し、会の成立は生徒会会則第9条に準ずる。

第6条 本会は企画立案を行い、且つ決定できる。その場合の議決は生徒会会則第12条に準ずる。

## 保健委員会と体育委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本会は校内競技の管理、校内体育の向上、衛生の管理に当る。

第3条 本会は各ホームルームより選出された男女各1名の保健委員と体育委員によって構成される。但し、特別の場合は男子2名又は女子2名とする。

第4条 本会に委員長・議長・副議長・書記各1名を置く。

第5条 本会は月1回開く事を原則とし、その他必要に応じて委員長がこれを召集し、会の成立は生徒会会則第9条に準ずる。

第6条 本会は企画立案し、且つ決定できる。

## 交通安全委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本会は会員の交通安全をはかり、交通道德の徹底につとめ、交通事故を防ぎ、会員の生命を守ることに当たる。

第3条 本会は各ホームルームより選出された男女各1名の交通安全委員により構成される。但し、特別の場合は男子2名又は女子2名とする。

第4条 本会は委員長・議長・副議長・書記各1名を置く。

第5条 本会は月1回開くことを原則とし、その必要に応じて委員長がこれを召集し、会の成立は生徒会会則第9条に準ずる。

第6条 本会は企画立案し、且つ決定できる。

## 新聞委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本規程及び本会は活動中の部と協力して新聞発行を行う。

第3条 本会は各ホームルームより選出された男子または女子1名によって構成される。

第4条 本会は委員長・議長・副議長・書記各1名を置く。但し活動中の新聞部の部員が委員長・議長・副議長・書記になってはならない。

第5条 本会は月1回開くことを原則とし、その他必要に応じて委員長がこれを召集し、会の成立は生徒会会則第9条に準ずる。

第6条 本会は、企画立案し、且つ決定できる。

## 図書委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本規程及び本会は図書館の運営補助等を行う。

第3条 本会は各ホームルームより選出された男子1名または女子1名によって構成される。

第4条 本会に委員長・議長・副議長・書記各1名を置く。

第5条 本会は月1回開く事を原則とし、その他必要に応じて委員長がこれを召集し、会の成立は生徒会会則第9条に準ずる。

第6条 本会は企画立案し、且つ決定できる。

## 連絡協議会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本会は必要に応じて生徒会長が召集するが、その構成については生徒会長が随時決定し、出席者は各機関から3名（議長・副議長・書記）とする。

第3条 本会に議長・書記各1名を置き、議長は生徒会長が兼任する。

## 部長会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 部長会は各部長を以て構成する。

第3条 本会に委員長・議長・書記各1名を置き、委員長は生徒会副会長が兼ねる。

第4条 本会は委員長が必要と認めた場合又は各部からの要請があった場合に委員長が召集し、全会員の3分の2以上の出席により成立する。

第5条 本会の議決は生徒会会則第12条に準ずる。

第6条 委員会は必要に応じて文化部長会と体育部長会とに分けて召集する事ができる。文化部長会は文化部長によって構成され議長・副議長・書記の各1名を置く。文化部長会の成立及び議決はすべて部長会に準ずる。体育部長会は体育部長によって構成され議長・副議長・書記各1名を置く。体育部長会の成立及び議決はすべて部長会に準ずる。

## 行事委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 行事委員会は文化祭その他常任委員会が必要と認めた場合これを設け、行事の準備・実施に当たる。

第3条 行事委員会は執行委員3名、常任委員6名、3部から各1名、一般3名、顧問若干名を以てこれを組織する。但し、生徒会長は行事委員となることはできない。

第4条 行事委員の選出方法については各関係機関に任せる。但し、一般3名については常任委員会が選出する。

第5条 行事委員会に委員長・副委員長・書記各1名を置く。

第6条 行事委員会は諸行事の大綱について総会の承認を求めなければならない。

## 会計規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条及び第30条に基づきこれを定める。

第2条 本会の会員は毎月定められた会費を納入する義務を有し、会費は口座振替により学校に納入しなければならない。

第3条 会費の額は生徒会会則第11条第3項により総会の議決を経て決定する。但し実施は生徒会会則第5条による。

第4条 本会の予算は予算審議委員会に於て原案を作成し、総会の承認を経て成立する。

第5条 経費の支出の際には各部はあらかじめ必ず部長・部会計・部顧問・生徒会会計・生徒会顧問の承認及び校長の決裁を得なければならない。

## 審議委員会規予算程

第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。

第2条 本会は次の委員によって構成される。

- 1, 各ホームルームの会計委員より6名(各学年男女各1名)
- 2, 執行委員会より4名(但し生徒会長は除く。)
- 3, 部長会で選ばれた委員4名(文化部より2名, 体育部より2名)
- 4, その他顧問若干名を置く。

第3条 本会に委員長・副委員長・書記各1名を置く。

第4条 予算審議委員の選出方法については各関係機関に任せる。但し一般3名については常任委員会が選出する。

第5条 本会は予算原案の作成に当たる。予算原案作成に当たっては各部に予算要求書を提出させ、これを考慮する。

第6条 本会は生徒総会において予算が成立した後解散される。

## 会計監査委員会規程

- 第1条 本規程は生徒会会則第3条に基づきこれを定める。
- 第2条 本会は常任委員会より選ばれた各学年1名の委員によって構成される。
- 第3条 本委員は執行委員及び部役員と兼任できない。
- 第4条 本会に委員長を1名置く。
- 第5条 本会は年一回以上監査を行う。また各部の予算と異なる出費は本会の承認が必要である。
- 第6条 補正予算を組む場合は本会の承認が必要である。
- 第7条 本会は総会の承認により不正者に対して適当な処置がとれる。

## 選挙に関する規程

- 第1条 生徒会会則第3条に基づき選挙管理委員会を設け、この規程により選挙に関する事項を行う。
- 第2条 選挙管理委員会の構成
  - 1, 常任委員会より互選された各学年男女各2名計12名をもって構成する。
  - 2, 互選による委員長, 副委員長, 書記各1名を置く。
  - 3, 顧問若干名を置く。
  - 4, 執行委員は選挙管理委員となることはできない。又選挙管理委員が立候補者となった場合, 選挙管理委員を辞退しなければならぬ。
  - 5, 選挙管理委員会は, 投票日の1ヶ月前までに発足する。
  - 6, 立候補者は責任者をたて, 告示後10日以内に選挙管理委員会に申し出る。
- 第3条 選挙管理委員会の任務
  - 1, 選挙に関する告示
  - 2, ポスター用紙投票用紙の準備
  - 3, 開票及び結果の発表
  - 4, 当選の認証
  - 5, その他選挙に関する一切の事務
- 第4条 選挙管理委員の任期  
執行委員当選の認証まで担当する。
- 第5条 執行委員の立候補者は会員の自発的立候補を原則とするが, 各ホームルームはそれぞれ2名以上を推薦立候補せしめるものとする。
- 第6条 選挙運動
  - 1, ポスター用紙は各立候補者について10枚とする。
  - 2, 黒板あるいはこれに類するものは使用してはならない。
  - 3, 立会演説会に於ける応援弁士は候補者1名につき1名とし, あと総責任者1名を置くことができる。
- 第7条 選挙権, 被選挙権  
本校の生徒会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。但し, 3年生は被選挙権を有しない。
- 第8条 投票  
立候補者の中から1名直接無記名投票とし, 次の場合は無効とする。
  - 1, 規定の用紙を用いないもの。
  - 2, 候補者以外の氏名を書いたもの。
  - 3, 2名以上連記したもの。
  - 4, その他選挙管理委員会で無効と認めたもの。投票所には投票用紙交付係(原則として学級委員長1名)を置く。
- 第9条 開票
  - 1, 即日開票を原則とする。
  - 2, 最高得票者を生徒会長, 最高次席得票者を副会長とする。
  - 3, 選挙によって選ばれた生徒会長と副会長は, 執行委員候補者の中から9名選んで, 本人に打診し, 承認をもらう。
  - 4, 常任委員会で, 新執行委員の承認をもらう。
- 第10条 立会人  
投票及び開票の際に立候補者の指名した立会人1名を置くことができる。
- 第11条 信任投票
  - 1, 選挙の際に立候補者が1名しか出なかった場合, 信任投票とする。
  - 2, 信任投票の場合, 投票により全校生徒の過半数の信任をもって, 生徒会長とする。

## 役員選出規程

第1条 執行委員の選出は次のとおりである。

会長 1名 生徒会員の直接無記名投票による最高得票者とする。

副会長 2名 1名は、生徒会員の直接無記名投票による最高次席得票者、もう1名は、生徒会長と副会長(最高次席得票者)が、執行委員候補者の中から選ぶ。

総務・記録 1名 生徒会長と副会長が、執行委員候補者の中から選ぶ。(以下同文)

会計・ベルマーク 1名 広報 1名 美化 1名 保健 1名 風紀 1名 体育 1名

交通安全 1名 図書 1名

第2条 ホームルーム役員の選出は次のとおりである。

ホームルーム会員は次の役員を選出する。

学級委員長・副委員長各 1名 美化委員 2名 風紀委員 2名 保健委員 2名 会計・ベルマーク委員 2名

体育委員 2名 図書委員 1名 新聞委員 1名 交通安全委員 2名

ロングホームルーム委員 (学級委員長・副委員長の他に2名)

選出方法は各ホームルームに任せる。但し、第1学年第1学期における選出はホームルーム担任の指名によることもできる。また、第3学年第3学期の委員は第2学期の委員が留任する。

第3条 部役員の選出は各部に於て選出される。

第4条 諸規程におけるすべての会の議長・副議長・書記の選出については各関係機関で互選する。

第5条 選出時期

1. 執行委員の選出は6月に行われる。但し欠員者の後任についてはこの限りでない。

2. ホームルーム役員の選出は毎学期始めに行われる。但し欠員者の後任についてはこの限りでない。

第6条 任期

1. 執行委員

7月1日より6月末日まで 但し、7月の1ヶ月間は新旧執行委員が協力しあう。

2. ホームルーム役員

1学期間 但し、図書委員、体育委員、保健委員、新聞委員、会計・ベルマーク委員は1年間とする。

3. 部役員

各部で決定する。

4. 会計監査委員

予算決定より決算承認までとする。但し1・2年生で構成する。

第7条 再選

1. ホームルーム役員は再選又は留任することができる。

2. 執行委員は引続き立候補することができる。又その場合引続き執行委員に選出することができる。

## 会則・規程改正委員会規程

第1条 本規程は生徒会会則第3条及び第5章の規定に基づきこれを定める。

第2条 本会は会則及び規程改正の原案作成を行う。

第3条 本会は次の委員によって構成される。

1. 執行委員会より12名(全員)

2. 常任委員会より6名(各学年男女各1名)

3. 一般より3名(各学年各1名)

その他顧問若干名置く。

第4条 本会に委員長・副委員長・書記各1名を置く。但し、委員長は生徒会長が兼任する。

第5条 常任委員会からの6名と一般からの3名については常任委員会で選出する。

第6条 本会は、生徒会会則第5章に基づいて、会則・規程改正案を提出した後解散される。

## 規程附則

第 1 条 すべての規程は生徒会会則に準じて効力を発する。

### 学校図書館(可愛山図書館)規程

1. 本館の図書の閲覧又は貸出は、本校生徒職員に限る。
2. 館外貸出の場合は必ず貸出手続きをする。
3. 図書貸出は 1 人同時に 3 冊までを原則とし、貸出期間は 7 日以内とする。但し、長期貸出期間中は 1 人 5 冊までとする。
4. 貸出期間を経過して返却しない時や不適當な行動がある時は、係の指導に速やかに従う。
5. 図書の紛失又は汚損甚しい時は、相当額の弁償を求める。
6. 開館は平日午前 9 時から午後 4 時 50 分までとする。夏季・冬季・春季休業中については、その都度定める。
7. 利用者は室内に於いては静肅にし、他人の迷惑にならないようにすること。
8. その他は別に定める。